



秋田県公報

告示

目次

道路の供用開始(八〇五・道路環境課)
 道路区域の変更(八〇六～八一〇・道路環境課)
 開発行為に関する工事の完了(八一・秋田建設事務所)
 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(八二・会計課)
 公告
 土地改良区の定款変更の認可(北秋田総合農林事務所)
 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田総合農林事務所)

告示

秋田県告示第八百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	河辺阿仁線	北秋田郡阿仁町長畑字長畑六五番六地先から二番四まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年十一月二十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

秋田県告示第八百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字漆沢二四九番四地先から寺沢字中川原七番五地先まで	一〇・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・九四〇
	B			雄勝郡雄勝町寺沢字御獄前一六三番四から七六番一まで	六・〇〇〇～二三・五〇〇	〇・二〇七

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

秋田県告示第八百七号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧		
県道	新	外山落合線	B	A	三九・五〇〇～六一・〇〇〇	〇・〇九五
			平鹿郡山内村大松川字木戸口六〇番一三地先から六八番地先まで			
県道	旧	外山落合線	"		四八・六〇〇～六六・五〇〇	〇・〇八六
			平鹿郡山内村大松川字木戸口六〇番一三地先から六八番地先まで		三九・五〇〇～六一・〇〇〇	〇・〇九五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十四年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

秋田県告示第八百八号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧		
一般国道	新	百五号	"		一五・〇〇〇～七七・五〇〇	〇・一〇〇
			北秋田郡森吉町阿仁前田字倉ノ台三六番一地先から一番一地先まで		一五・〇〇〇～六八・五〇〇	〇・一〇〇

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年十一月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年十一月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

秋田県告示第八百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
百五号			百五号	北秋田郡森吉町米内沢字大野岱一番二〇九地先から鷹巣町七日市字中道岱三二番七地先まで	"	九・〇〇～二四・〇〇	一・五九四
	新	旧					
						二二・〇〇～二五・〇〇	一・五九四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百十号

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
二百八十五号			二百八十五号	北秋田郡森吉町米内沢字大野岱一番二〇九地先から鷹巣町七日市字中道岱三二番七地先まで	"	九・〇〇～二四・〇〇	一・五九四
	新	旧					
						二二・〇〇～二五・〇〇	一・五九四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十一月二十九日から同年十二月十二日まで

たので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年三月二十八日付け指令秋建 三 百四十号で許可した開発行為に関する工事が完了し

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

河辺郡雄和町田草川字太田二十三番地一

株式会社暁フーズ 代表取締役 相場 暁 男

二 開発区域に含まれる地域の名称

開発区域に含まれる地域の名称

河辺郡雄和町椿川字前椿岱四百八番

秋田県告示第八百十二号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があつたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名	
変 更 後	変 更 前
秋田市八橋南一丁目八番二号 秋田市母子寡婦福祉連合会	秋田市八橋字成川原二番十八号 秋田市母子寡婦福祉連合会

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市上川沿土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年十一月二十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十一月二十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
秋田市柳田字佐渡端百七十六番地 石川 彦太郎
- 二 就任理事の住所及び氏名
秋田市柳田字佐渡端百四十九番地 佐藤 久利

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarasatsu.co.jp